ビジネスでタオバオを使うなら：売上は税務当局に筒抜けに

2025年6月20日から、プラットフォームは出店者情報を定期的に税務当局へ報告

項目	ポイント
根拠	中国国務院令第810号
報告内容	出店者情報と売上高
頻度	四半期ごと
対象	輸入目的の購入者と出店者の双方

結論

法人を持たず帳簿もない取引は、今や税務当局から見えている

タオバオは出店者をどう報告しているか

1 **電子商取引法 第28条**

プラットフォームに出店者情報の報告義務

2 **国務院令第810号（2025年6月20日）**

統一された手続きによる定期報告へ

3 **四半期報告**

各四半期終了後1か月以内

4 **報告先**

国家税務総局（STA）システム内のプラットフォーム所轄税務機関

重要

初回の報告は2025年10月1日〜31日に実施

プラットフォームは価格で
はなく発注ロットで選ぶ

プラットフォーム	モデル	用途	リスク
Taobao 淘宝	C2C小売、最低発注数なし	サンプル・小ロット	販売者はメーカーではなく転売業者であることが多い
1688 阿里巴巴	B2B卸売、1梱包単位から発注	継続的な仕入れ	発送は中国本土内のみ、フォワーダーが必要
Tmall 天猫	B2C、ブランド公式ストア	正規品保証	出店のハードルが最も高い

注意

タオバオの英語版は2024〜2025年からシンガポール、マレーシア、香港、マカオで利用可能。ただし機械翻訳のため、ロット交渉は引き続き中国語で行われる

商品ページの価格はあくまで最低ライン

商品価格

+ 購入代行手数料
+ 中国国内送料
+ 倉庫での荷物まとめ（同梱）費用
+ 輸入国での関税・税金

合計

= 実際の仕入原価

アドバイス

初回の支払い前に、倉庫にある商品の写真と総重量を代行業者に依頼しましょう。国際発送前の貨物の状態を記録できます

タオバオの領収書では節税にならない。必要なのは発票（ファーピャオ）

規定	内容
販売者の発行義務	電子商取引法 第14条。紙の発票と電子発票は同等の効力を持つ
損金算入の根拠	弁法 第5条（公告2018年第28号）
取得期限	翌年5月31日まで（年度確定申告）
遅れて取得した場合の追加控除	最長5年まで遡及可能

警告

発票なし → 費用が損金不算入 → 法人税（最大25%）の追徴

ルール

発票の発行は注文の支払い前に取り決める

タオバオでの販売は中国法人の設立から

個人店舗

店主の身分証に紐づく

法人店舗

営業許可証と会社のAlipay（支付宝）に紐づく。従業員用サブアカウントや掲載枠が多い

法律上の要件

- **第10条：** 販売者は市場主体として登記する
- **第15条：** 営業許可証の情報を店舗トップページに常時掲示する
- **第27条：** プラットフォームは店舗開設前に販売者を審査する

結論

外国企業には、経営範囲に電子商取引を含むWFOE（外資独資企業）が必要

越境EC（CBEC）：中国本土に法人がなくても出店可能

仕組み

海外倉庫から中国の購入者へ商品を直送

購入者の上限

5,000元
1回の注文あたり

26,000元
年間

重要

- 5,000元を超える商品は関税・税金を全額納付
- 年間上限を超える購入は一般貿易扱いとなる
- 中国国内での転売は禁止

活用法

WFOE設立前の需要テスト

25%から5%へ：タオバオで販売するWFOEの優遇税制

法人税

25%ではなく5%

- 所得300万元以下
- 従業員300人以下
- 資産総額5,000万元以下

増値税

3%ではなく1%

- 月10万元以下または四半期30万元以下の売上は免税
- 基準を超えると売上全額が課税対象に

プラットフォームの報告

四半期ごと、四半期終了後1か月以内

優遇措置の期限

2027年12月31日まで

リスク

所得基準を超えると、その年度全体に25%が適用される

複数店舗への売上分散はプラットフォームのデータで判明する

VITA LIBERTA™

タオバオはグレー輸入のルートではなく、透明な販売窓口

仕入れ

サンプルはタオバオ、ロット品は1688で。発票は支払い前に取り決める

販売

国内店舗はWFOEでのみ開設可能。中国法人がなければ越境モデルで

会計

自社の申告とは関係なく、売上データは四半期ごとに税務当局へ送られる

結論

販売者の納税規律は、その信用と企業価値の一部になりつつある

CONTACTS

VITA LIBERTA LIMITED

www.vitaliberta.hk

Office room 68, 7/F, Woon Lee Commercial Building, 7 Austin Ave, Tsim Sha Tsui, Kowloon, Hong Kong

+852 6841 6177

legal@vitaliberta.com

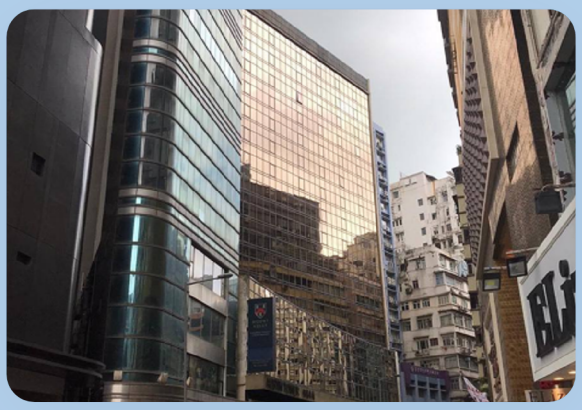

Hangzhou office (China):

Room 815, Building 3, Zhonghao Wangjiang International, No. 332 Wangjiang East Road, Shangcheng District, Hangzhou City

Direct line:

+86 130 7361 7169

VITA LIBERTA™